



広報 あゆみ 第63号
平成27年5月15日発行
一般社団法人 東京都医薬品配置協会
東京都台東区根岸5-13-9
TEL 03-3876-1309



登録販売者試験制度見直し

受験資格の実務経験不要に

厚生労働省は昨年七月三十一日公布の医薬品医療機器等法の一部を改正する省令(厚生労働省令第九十二号)に基づき、登録販売者試験の受験資格や管理者要件等を見直し、今年四月一日から施行した。

- ▽受験に際しての実務経験要件を廃止(学歴等も廃止)
- ▽管理者又は管理者代行者となるには過去五年間のうち二年間の実務・業務経験を必要とし、管理者・管理者代行者の管理・指導の下に実務を経験
- ▽管理者・管理者代行者要件を満たす登録販売者と、それ以外の登録販売者を名前で区分
- ▽薬局等に当該登録販売者の勤務経

27年度試験 東京都は9月13日に実施

新制度に基づく東京都の平成二十七年度登録販売者試験は九月十三日に実施される。

【試験日時】九月十三日(日)午前十時～午後二時三十分まで

【試験実施場所】▽早稲田大学(新宿区西早稲田)▽首都大学東京南大沢キャンパス(八王子市)▽法政大学(千代田区富士見)

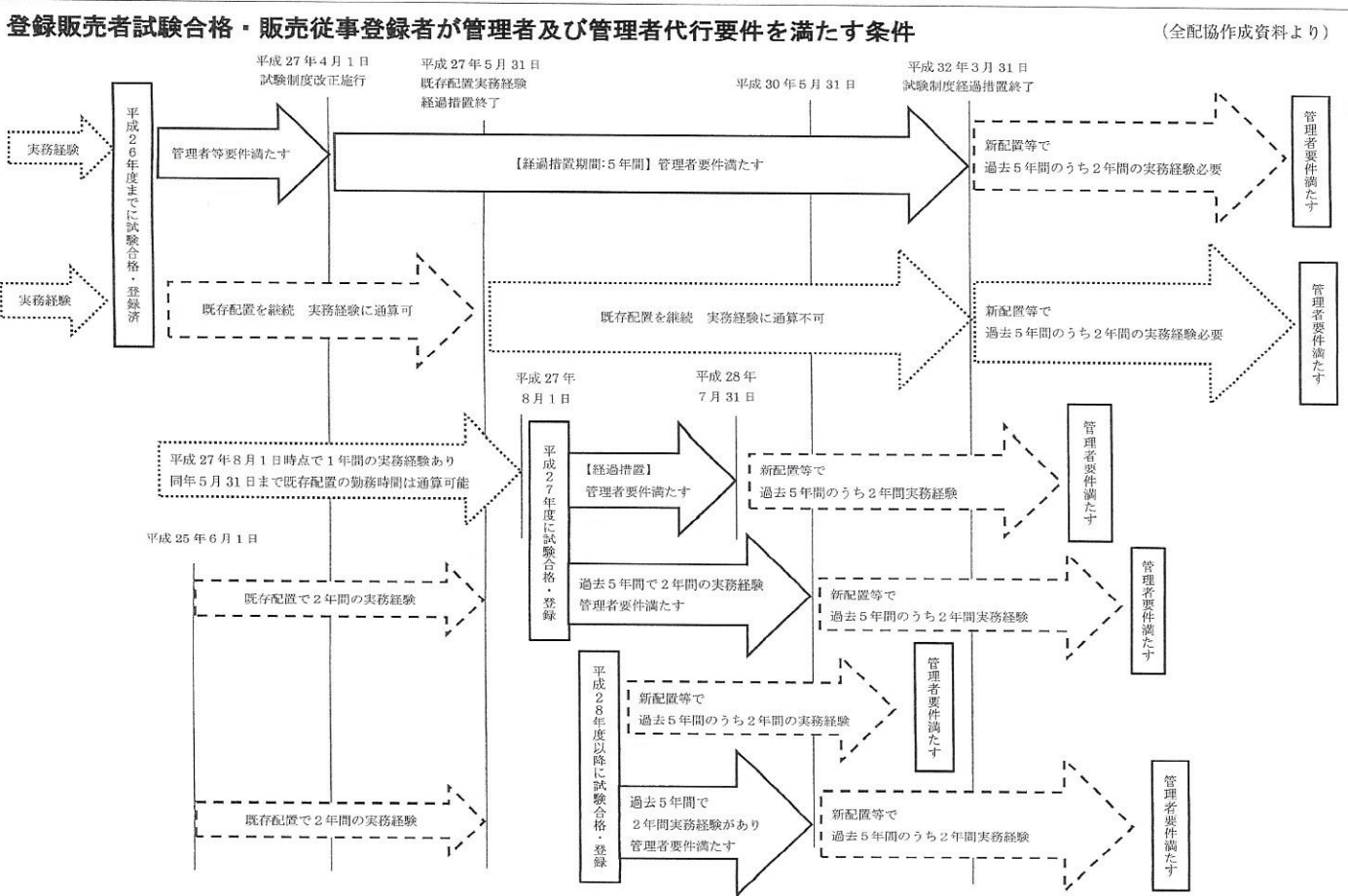
【受験手数料】一万三千八百円
【合格発表】十月十三日

七年度)の合格者、また既存配置に関して、つぎのような経過措置を設けている。

- ▽施行前の旧試験合格登録販売者は施行日から起算して五年を経過する日(平成三十一年三月三十一日)までの間は管理者等要件を満たす
- ▽平成二十七年年度の試験合格者で、過去五年間のうち一般従事者として薬剤師や登録販売者の下で実務に従事した期間が通算して一年以上あれば、平成二十八年七月三十一日までの間は、実務経験期間は一年とする
- ▽既存配置販売業において、平成二十七年五月三十一日までの間に配置員として実務に従事した期間は通算できる

既に試験に合格し販売従事登録を行っている場合は、経過措置として平成三十二年三月末まで管理者等要件を満たすことになるが、それ以降は過去五年間のうち、店舗や新配置での勤務を通算して二年間の実務に従事していないと管理者等にはならないことになるので、新配置への移行を検討している場合などは、平成三十年五月末までに新配置へ移行することが望ましい。(2面参照)

管理者要件は「2年間」に。既存合格者には5年間の経過措置



配置期限切れ医薬品防止へ 全配協が取り組み指針

全配協(全配協)は、昨年十一月の全配協協会の席上、配置期限切れ医薬品防止への取り組み指針を示し、全国の配置協会(協議会)にその周知と対応を促した。期限切れ防止への取り組み指針は、「定期的な訪問」「配置期限確認の徹底」と期限管理の推進、「消費者への啓発」の三項目を基本とし、不廻り配置箱を「最終廻商日から五年を経過したもの」と定義づけた上で、その整理の方法を定めている。

この指針で定められた不廻り配置箱への対応は、お得意様からの電話等による連絡や、廻商時における相談等で確認した場合に行うもの。なお、トラブル回避のため、お得意様が自らの判断で不廻り配置箱を廃棄することのないよう留意することが求められている。

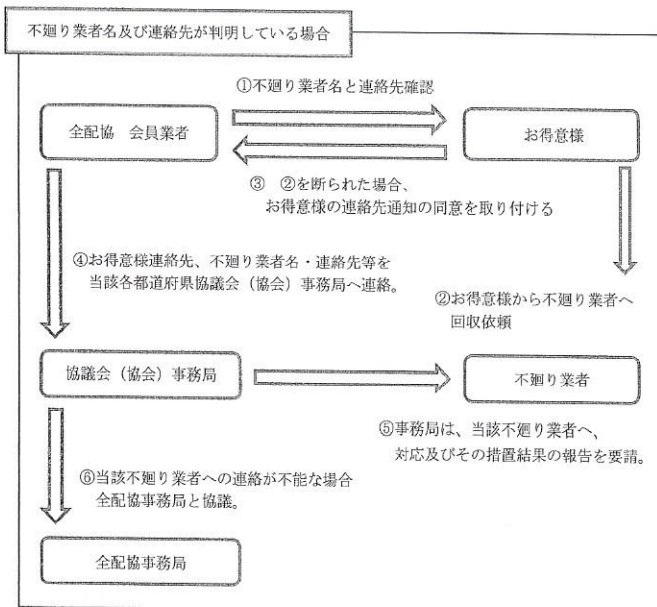
対応については、不廻り配置業者名と連絡先が判明している場合は、

不廻りの定義は「5年」 「預かり証」交付し回収

を要請することとするが、連絡不能な場合は全配協事務局と協議した上で決定する。

また、不廻り配置業者名と連絡先が不明な場合や当該配置業者が廃業している場合は、最終廻商日から五年以上経過していることを確認し、お得意様の同意を取り付けた上で「配置箱預かり証」を交付し、不廻り配置箱を回収する。その際、代金の計算と請求は行わない。回収した不廻り配置箱は預かり証の控えを添えて協会事務局へ届け処分するが、預かり証の控えは協会事務局で五年間保管する。以下図は全配協が作成した「不廻り対応フローチャート」

不廻り対応フローチャート



不廻り業者の連絡先が不明又は当該業者が廃業している場合

- ① 最終廻商日から5年経過していることを確認し、配置箱の回収について、お得意様に説明し、同意を取り付ける。
- ② 同意を取り付けた業者は、配置箱預かり証に必要事項を記入の上、預かり証をお得意様に交付し、不廻り配置箱を回収する。この場合、代金の計算及び請求は行わないものとする。
- ③ 回収した不廻り配置箱については、預かり証の控えを添えて、協会事務局に届け、処分する。なお、預かり証の控えについては、協会事務局において5年間保管する。

登録販売者試験制度の改正に伴う留意点

- 平成26年度までに登録販売者試験に合格している人の場合
 - ・登録販売者試験制度の経過措置として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間は管理者要件を満たす登録販売者としてみなされる。(現在の業許可が「既存配置」でも「新配置」でも同じ)
 - ・新配置への移行を考えている場合は、平成30年5月31日までに、販売従事登録を行い、新配置の業許可を取得することが望ましい。(経過措置は平成32年3月31日まで認められるが、経過措置が終了したあとの平成32年4月時点で過去5年間のうち2年間の実務経験が必要となる。この場合、過去5年間とは平成27年4月から平成32年3月までの期間となり、既存配置での実務経験が認められるのは平成27年5月31日までであることを考慮すると、平成30年6月以降に新配置へ移行すると、実務経験期間が不足することになる)
 - ・平成32年4月以降になると、登録販売者であっても管理者要件を満たす登録販売者ではなくなり、新配置の業許可取得の際に管理者として認められない。管理者になるには過去5年間のうち2年間の実務経験が求められるが、既存配置での実務経験がカウントされるのは平成27年5月31日までに勤務した分。従って、管理者要件を満たすためには、他所(新配置や薬局・薬店等)での実務経験が必要になる。

〈参考〉

- ・既存配置で、親子又は個人経営で従事者を雇用されている業者において、親又は代表者(適格者)の死去又は廃業した場合などは、既存配置としての業の継続はできない。(法人の場合は除く※)。子息や従業員の中に登録販売者試験に合格した人がいる場合でも既存配置としての業の継続はできない。

平成32年3月31日までは、登録販売者試験に合格した人が販売従事登録を行い、新配置としての業許可を取得することは可能。ただし、平成32年4月以降になると、上記と同様、管理者になるには他所(新配置や薬局・薬店等)で過去5年間のうち2年間の実務経験が求められることになる。

※既存配置の法人の場合、代表者(適格者)が死去又は退いた時などにおいて、会社内に適格者(5年以上の配置従事経験者)がいれば適格者の変更、あるいは薬剤師を適格者にすることで既存配置としての業の継続が可能。なお、登録販売者試験合格者であっても5年以上の従事経験がなければ既存配置での適格者にはなれない。

■平成27年度の登録販売者試験に合格した人の場合

- ・登録販売者試験制度の経過措置として、平成27年8月1日時点で過去5年間のうち1年間の実務経験があれば、平成28年7月31日までの間は、管理者要件を満たす登録販売者とみなされる。また平成28年8月1日以降は、経過措置がなくなるが、過去5年間で2年間の実務経験があれば管理者要件を満たす登録販売者となる。
- ・平成27年5月31日までの既存配置での勤務も実務経験に認められるので、過去5年間で1年以上の実務経験があれば、合格した段階で管理者要件を満たすことになる。

■平成28年度以降の登録販売者試験に合格した人の場合

- ・管理者要件を満たす登録販売者になるには、過去5年間のうち2年間の実務経験が必要になる。試験合格前に2年間の実務経験があれば、合格後、管理者要件を満たした登録販売者となる。既存配置であっても、平成27年5月31日までの勤務分は実務経験にカウントされる。

新配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表

一般社団法人東京都医薬品配置協会

下記の表のチェック欄にチェック内容を実施している場合は○印、実施していない場合は×印を記入する。チェックした日付も記入すること。この自己点検表は、定期的に行うものとする。(⑤区域管理者及び⑥業務を行う体制については配置販売業者がチェックして下さい。)

Table with 7 main categories (身分証明書, 許可証, 医薬品の配置, 医薬品の業務に係る安全の確保体制, 区域管理者, 区域管理者を登録販売者に置く場合, 特商法) and multiple sub-items for each. Includes columns for '年度', '配置販売業者名又は区域管理者名', 'チェック内容', and 'チェック欄 (定期点検表)'.

既存配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表

一般社団法人東京都医薬品配置協会

下記の表のチェック欄にチェック内容を実施している場合は○印、実施していない場合は×印を記入する。チェックした日付も記入すること。この自己点検表は、定期的に行うものとする。(⑤区域管理者及び⑥業務を行う体制については配置販売業者がチェックして下さい。)

Table with 7 main categories (身分証明書, 許可証, 医薬品の配置, 医薬品の業務に係る安全の確保体制, 区域管理者, 区域管理者を登録販売者に置く場合, 特商法) and multiple sub-items for each. Includes columns for '年度', '配置販売業者名又は区域管理者名', 'チェック内容', and 'チェック欄 (定期点検表)'.

新配置・既存配置それぞれにチェック表「自己点検」の徹底を!

平成二十四年に協会独自に作成した「自己点検表」について、法改正等を踏まえ、内容を一部改訂し、「新配置」「既存配置」それぞれの自己点検表を作成し、会員の皆さんに配布したところですが、一回は自己点検を実施し、新販売制度の遵守徹底を図っていただきたい。



薬乱防止啓発兼ね 都民対象に薬草勉強会

東大和市駅前薬乱防止啓発活動も

都民に対する薬事知識の普及啓蒙事業の一環として第三十五回「薬物乱用防止と薬草勉強会」を八月二十七日に小平市中島町二一の東京都薬用植物園で開催。この薬草勉強会は昭和十五年から毎年八月九月の時期に開催しており、今年は三十一名が参加した。

同事業に先立ち、正午から東大和

このあと、薬用植物園内で栽培されている薬用植物を見学。参加者は職員らの説明に熱心に耳を傾けながら有意義な一時を過ごした。

このほか、正午から午後三時まで、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが運用する薬物乱用防止キャラバンカーを同園内に配備、薬物乱用が心身に与える危害などがパネルや映像で紹介され、薬物乱用防止啓発に一役買った。



協会独自作成の紙風船配布

「麻薬撲滅都民の集い」に参加協力

薬務行政協力事業の一環として、今年もひきつづき「6・26国際麻薬乱用撲滅デー・都民の集い」に参加協力した。

平成二十六年度は東京・有楽町駅前広場で六月二十八日午後一時三十分から四時まで開催された。

この集いは、新国連薬物乱用根絶宣言（二〇〇九〜二〇一九年）の支援事業の一環として、国連決議による「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、都民の意識を高め、薬物乱用防止に資することを目的として毎年開催されているもので、今年も近年の再開で大型商業施設が乱立し、幅広い年代層が行き来する

有楽町駅前広場を会場として催された。都配置協会では、平成六年から毎年、独自に作成した紙風船を提供しており、今年も薬物乱用防止啓発用のパンフレットなどとともに街頭啓発活動で配布し、好評を博した。

協会からは高山会長はじめ二十五名の会員が参加協力。会場内や会場周辺で啓発運動を展開し、道行く人々に紙風船などを配布しながら薬物乱用防止を訴えるとともに、募金活動への協力も呼びかけた。

事業終了後には、中谷肇一都健康安全部長、石井都薬物乱用防止推進協議会会長らを囲んで参加者全員で記念撮影も行った。

都配置協会では、年間三十時間以上の受講義務が求められている既存配置販売従事者に対応した一定水準資質向上事業講習会を開催しているが、平成二十六年は二月、三月、四月、六月の計四回、十八時間の座学講習（他に通信教育十二時間）を開催し、延べ七百四十二名が受講し、百七名に修了証を交付した。

講師は今泉真知子、清水虎雄、渡邊徹の三氏。会場はいずれもなかのZERO。なお八月には欠席者を対象にした予備講習（六時間）を帝都医薬品配置協同組合会議室で開催し十八名が受講した。

平成26年度表彰受賞者

都知事功労賞（薬事功労）
北島 孝明氏（元都配置協合理事）

都知事感謝状（薬事功労）
小川 孝一氏（都配置協会副会長）
新井 優氏（都配置協合理事）
北 宗市氏（都配置協合理事）
南 宗信氏（元都配置協会西部支部役員）

決算総会表彰受賞者
第三十四回定期決算総会（平成二十六年六月十日開催）での表彰受賞
推名正幸、渡辺健人、石井一三、荒川涼（以上、富山堂薬品）二十年

都内3会場で一斉献血 受付502名、採血者432名

東京都配置協会 平成26年度 一斉献血結果（10月19日実施）

会場	受付数	採血数	内訳		
			成分	400ml	200ml
池袋	139	117	52	65	0
新宿	217	191	99	92	0
立川	146	124	53	66	5
合計	502	432	204	223	5

薬務行政協力事業の一環として恒例の一斉献血事業を十月十九日午前十時から午後四時まで、都内三カ所の献血ルームで実施した。当日は高山会長以下、会員十一名が事業推進に協力。「池袋いすゞ」「新宿東口献血ルーム」「立川献血ルーム」の三会場合わせて、会員三十二名を含む五百二名が受付を行い、四百二十二人から献血協力を受けた。

▽事業推進協力会員：岩瀬一郎、高見由紀子、八島康和、石倉昌則（以上、池袋会場）、栗田勝治、大澤静夫、植村大司、椎名正幸（以上、新宿会場）、室井邦春、高山友三郎、新井優（以上、立川会場）

者は次の皆さん。

【優良配置販売業者】岡田謙治（東部支部）、川口正枝（多摩支部）、石倉昌則（西部支部）

【永年勤続表彰】配置販売業者 森田重雄（六十年、山本正則（五十年）

【配置従事者】池亀繁雄、浅井秋夫（以上、内外救急薬品）四十一年、逸見政次（富山堂薬品）、流石稜介（内外救急薬品）、武藤智之、小寺実（以上、三山薬品）二十年、田丸信行（富山堂薬品）二十年、磯部達也、岡村秀行、和田進、勝海孝之、高橋健治（以上、富山堂薬品）二十年、椎名正幸、渡辺健人、石井一三、荒川涼（以上、富山堂薬品）二十年

資質向上講習 107名に修了証

都配置協会では、年間三十時間以上の受講義務が求められている既存配置販売従事者に対応した一定水準資質向上事業講習会を開催しているが、平成二十六年は二月、三月、四月、六月の計四回、十八時間の座学講習（他に通信教育十二時間）を開催し、延べ七百四十二名が受講し、百七名に修了証を交付した。

講師は今泉真知子、清水虎雄、渡邊徹の三氏。会場はいずれもなかのZERO。なお八月には欠席者を対象にした予備講習（六時間）を帝都医薬品配置協同組合会議室で開催し十八名が受講した。